

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 傍聴者を増やすための努力について

- ・ 本会議及び委員会の議事の流れがわかる資料について正副委員長案を提示し承認された。また、12月定例会から傍聴者に配布していくことを確認した。
- ・ 議会日程等の各地区の公共施設等への掲示について正副委員長案を提示し、意見交換を行った。全議員に対し、追加したい公共施設等の調査をすることとした。なお、掲示方法については、委員会での意見交換に基づき、次回委員会において正副委員長案を提示することとした。
- ・ 条例の文案及び解説の趣旨については、今後引き続き検討していくこととした。

【傍聴者を増やすための努力についての主な意見】

- 資料1の旭地区の消防署旭出張所は、市民が訪れる機会が少なく、隣に旭サービスセンターがあるため、削除してもよい。
- 資料1の旭地区には、公共施設として大興寺公民館も追加してほしい。
- 資料1の旭地区で、旭北地区には公共施設はないが、公会堂などの地区の施設がある。委員の了解が得られれば、地区の施設に貼りにいきたい。
- 公会堂などの地区の施設に掲示すれば、多くの市民の目にふれることから、公共施設の有無に関わらず、地区の施設に掲示することは効果があると考えられる。
- 各議員に掲示物を多めに配布し、公共施設以外の施設にも自由に貼ることができることにしてはどうか。
- 市議会としての活動である以上は、市議会としてどこに貼られているのかを把握する必要がある。地区の施設に貼るのであれば、そうした施設についてもリストアップし、責任の所在を明確にしておくべきである。
- 公共施設等への掲示は地区議員団に割り当てられているが、内部の調整も必要である。

- 施設の開館時間や掲示場所の状態なども調査する必要がある。
- 掲示に当たっては、事務局や施設の職員の手を煩わせることなく、議員自らの手で行う姿勢が必要である。
- 掲示板の掲示スペースの関係から、A3で1枚分を想定していることと考えるが、スペースを2枚分に増やすこと、または、掲示方法を工夫することで内容を充実したい。
- 定例会ごとに掲示物の色をかえたり、文字だけではなくイラストを使うなど、市民の興味を引くようにしたい。
- 議会日程の掲示を機に、常任委員会の開催順をあらかじめ申し合わせとして決めておくことを検討してはどうか。
- 掲示物を貼りにいく時期としては、次回定例会までの議会日程を、定例会最終日後に貼りにいく。一般質問通告締切後に、一般質問項目を貼りにいくが、その際議会日程を常任委員会の日程が入った議会日程に貼りかえる。一般質問終了後、一般質問項目のみをはがし、下に貼ってある常任委員会の日程が入った議会日程が見えるようにするといった流れがよい。

(2) 説明責任の遂行について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、説明責任の遂行についてとりまとめ案を提示し、議会報告会の開催に向けて引き続き検討を行うこと、また、地域懇談会及び出前講座の実施は見送ることを確認した。
- ・ 議会報告会の開催に向けて意見交換を行い、次回委員会において正副委員長から開催要領案を提示することとした。なお、開催箇所については、全体で1、2か所、中学校区単位で5か所または小学校区単位で10か所とする提案がなされた。
- ・ 条例の文案及び解説の趣旨については、今後引き続き検討していくこととした。

【説明責任の遂行についての主な意見】

- 議会報告会に地域懇談会を組み入れる形としたい。

- 議会報告会には地域懇談会を含めず、意見交換の時間を取ればよい。
- 議会報告の時間を短く、地域懇談または意見交換の時間を長くしたい。
- 始めは1、2か所で議会報告会を行い、その経験を踏まえて開催箇所や内容をステップアップしていきたい。
- 議会報告会における班編成を考えた場合、議員経験、所属委員会、地元地域等を考慮する必要がある。これらの条件や運営上の観点から、始めから多くの箇所で開催することは困難と考える。
- 議会報告会を開催していく中で、市民の要望を把握していき、知多市らしい議会報告会のスタイルを作り上げていく方法がよい。
- 視察は大変参考になったが、それぞれの地域の特色、面積、人口、考え方などがあるため、各市の手法をそのまま本市に取り入れるのは危険である。実際にできることとできないことを仕分けする必要がある。
- 議会報告会で大事なことは、市民とふれあうことである。大きな会場では市民もなかなか意見を出しにくく、一方通行の会議になってしまうおそれがあるため、小さな会場で複数回開催した方がよい。
- 始めから5か所または10か所で開催することとしたい。難しいかもしれないが、困難なことに向かっていく気持ちを持って取り組むべきである。1か所の開催では、携わる議員が多いため、気持ちに緩みが出ることもある。
- 一度、本委員会の委員で議会報告会を開催し、その評価等を整理した上で、他の議員に展開していくといった手法も考えられる。
- 議会報告会に係る準備、運営、意見集約、フィードバック等をすべて議員のみで行っていく必要がある。現時点では報告会開催に向けた知識や情報がないため、今後、情報収集や経験を積んでいく必要がある。地に足がついた活動でなければ、議会改革にはならないと考える。
- 議会報告会を議員全員で開催する場合であっても、全員が発言者となる必要はない。報告会では、準備、受付、記録等はどれもが重要な役割であり、全員で様々な役割を分担して開催することが重要である。また、議会報告会での発言の内容は、個人の意見ではなく、知多市議会としての発言でなくてはならない。

- 議会報告会の開催は、議会基本条例制定後の平成25年6月以降の開催を想定しているとのことだが、本委員会における検討の進捗状況によっては、24年度中の開催でもよい。
- 本委員会の委員以外の議員にも、議会報告会の開催に向けて同じ心境、同じ足並みになってもらうため、各会派において十分に話し合う必要がある。

(3) 市民の議会への参画について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、市民の議会への参画についての意見交換を行い、市民モニター制度の活用等は見送ることとした。なお、市民の意見聴取のため、本会議の傍聴者にアンケートを実施することとした。
- ・ 市民の議会への参画についてのとりまとめ案を、次回委員会において正副委員長から提示することとした。

【市民の議会への参画についての主な意見】

- 市民モニター制度を導入する場合、市民モニターの募集方法、費用面から市民モニターを選定する際の質問項目など、すべて議員自身で検討する必要がある。
- 市民からの意見聴取に重点を置くのであれば、始めから市民モニター制度を導入するのではなく、本会議や委員会の傍聴者へのアンケートを行うことも考えられる。
- 市民モニター制度の導入は、議会基本条例を制定し、運用してからの検討でもよい。

3 その他

- ・ 今後の委員会においても、視察、研修会、有識者との意見交換ができる場を設けてほしい旨の意見が出された。